

介護老人保健施設なのはな苑の「運営指針」

認知症専用老健としてのサービスの質の向上

- 1 利用者の特性に応じたサービス(介護・看護・リハビリテーション・医療)を、必要に応じて提供することに最善を尽くす。
- 2 認知症そのものの進行を抑えるよう「ソフト・ハード両面の環境因子」の改善に努める。
- 3 認知症特有の行動障害の鎮静化を図り、利用者の尊厳を尊重しつつ、不測の事故を予防する。それでも起こりうる不測のリスクについて、ご家族との情報の共有化に努める。
- 4 利用者の生活歴、個別特性の把握、ご家族の介護力の把握のために、インタビューとアセスメントの充実を図る。
- 5 スタッフ個々人がその能力を十分発揮できるよう各種研修や職場環境の改善に努める。

地域に開かれた老健施設としての機能の向上

- 1 利用者本人と利用者のご家族の意向を尊重し、なのはな苑の利用目的を緊密に確認する。
- 2 地域で処遇困難な認知症の人々の受け入れを積極的に進め、緊急入所を含めて、地域やご家族が困っている事例に速やかに対応する。
- 3 ご家族との絆を大切に、定期的にご家族も含めて幅広い多職種による評価を積み重ね、住み慣れた環境での生活が可能になるよう、在宅での生活の可能性を常に模索する。
- 4 在宅生活支援につながるショートステイ、デイケアの強化に努める。
- 5 認知症高齢者の終末期にふさわしい看取りの場を提供する。

地域へのサービスの展開を図る

- 1 地域の各種の社会資源(行政機関、医療機関、介護施設、民生委員、居宅サービス事業所等)との連携を図り、地域のネットワークの構築・情報の発信・共有化に努める。
- 2 在宅期間中も訪問サービスを提供し、在宅生活支援のためのサービスの充実を目指す。
- 3 在宅での認知症高齢者の介護予防と社会参加を促す取り組みに努める。

平成 28 年 4 月